

令和4年度 第5回子ども・子育て審議会

議 題

苫小牧市子ども・子育て審議会における部会設置について

【部会設置のイメージ図】

苫小牧市子ども・子育て審議会
(審議会委員15名)

設置

検討結果の報告

部会
(部会委員合計13名ほど)
※部会委員は審議会委員と専門委員で構成

【苫小牧市子ども・子育て審議会条例 第7条】
審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

・部会は審議会会長に指名された委員により構成

【苫小牧市子ども・子育て審議会条例 第7条2】
部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって構成する。

・専門委員は、児童福祉を研究分野とする学識経験者や法律関係、又は児童福祉に関わる機関に従事する者等で新たに委嘱を予定

【苫小牧市子ども・子育て審議会条例 第4条】
審議会に専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

部会の概要

- ヤングケアラー支援条例の制定に向け、苫小牧市子ども・子育て審議会に条例検討のための部会を設置する。
- 部会の委員は審議会委員の中から児童福祉に関わることの多い方に加え、児童福祉を研究分野とする学識経験者や法律関係に従事する者などの専門委員で構成する。
- 部会の委員は合計で13名ほどとする。
- 部会は4回程度開催し、条例案を令和5年度中に作成、令和6年度当初の公布、施行を目指す。